

羽生市地域防災計画

第4編 風水害対策編

第4編 風水害対策編

第1章 応急活動の体制

市の地域に大雨や洪水などによる災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、自主防災組織、市民、関係機関の協力を得て、市の組織及び機能の全てを挙げて、以下に掲げる応急対策により市民の安全な生活を確保する。

第1節 市の活動体制

大雨や利根川及び荒川の破堤により市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は第1次的に災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

第1 初動の体制

1 配備基準

市は、水害発生時、又は水害発生のおそれのあるときは、以下の配備基準に合わせ、4段階の配備体制で応急活動を実施する。

(総則 第3章 第3節 第2の2の内容を再掲)

配備区分	配備基準	配備体制
第1配備 (初動体制)	・大雨注意報、洪水注意報、雷注意報のいずれかが発表され、かつ、1時間雨量が20mm以上を観測、もしくは予想される場合	通常体制を維持しつつ、市内全域の監視、降雨状況の確認など情報の収集及び伝達を任務として活動する体制
第2配備 (警戒体制)	① 気象に関する警報、注意報発表に関わらず、強い雨雲の接近が予想される場合 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合	通常体制を維持しつつ、市内全域の監視、降雨状況の確認、浸水予想区域の巡視、被害状況の調査等の応急対策を任務として活動する体制

地域振興課

配備区分	配備基準	配備体制
第3配備 (緊急体制)	① 大雨警報、洪水警報が発表され、統括責任者の判断により第3配備(緊急体制)に移行した場合 ② 気象予警報の発表状況のいかんに関わらず、1時間雨量が20mm以上を観測し、浸水被害の発生が予想される場合 ③ その他の状況により、市長が必要と認めた場合	通常体制を維持しつつ、応急対策の活動に即応できる体制
第4配備 (非常体制) 災害対策本部の設置	① 前線活動、台風接近等により相当量の降雨及び浸水被害の発生が予想される場合 ② 大雨に関する特別警報が発表された場合 ③ 洪水予報河川(利根川、荒川、小山川)及び水位周知河川(福川)が避難判断水位を超えた場合 ④ その他の状況により、市長(本部長)が必要と認めた場合	災害対策本部を設置し、全職員を動員して、市の組織の全てを挙げて、救助その他の応急対策を強力に推進する体制

なお、市では集中豪雨時の体制についてマニュアルを作成しており、集中豪雨時は同マニュアルにより対応する。

2 配備体制

(1) 初動体制(第1配備)

① 配備の基準及び手続

熊谷地方気象台から、本市域を対象とする大雨や洪水に関する気象注意報が発表され、かつ、1時間雨量が20mm以上を観測、もしくは予想される場合、統括責任者(地域振興課長と建設課長)が協議して配置する。

動員発令者	職員の動員
・統括責任者 正：地域振興課長 副：建設課長	・通常体制を維持しつつ、必要な職員を動員。ただし、被害の発生が予想される場合は集中豪雨時体制に基づき必要な職員を動員する。

② 災害対策会議

統括責任者の判断により、必要に応じて災害対策会議を開催する。会議の構成は以下のとおりとする。

- ・危機管理監(総務部長)
- ・企画財務部長
- ・健康福祉部長
- ・経済環境部長
- ・まちづくり部長
- ・会計管理者

関係部課

- ・ 消防長
- ・ 生涯学習部長
- ・ 建設課長
- ・ 議会事務局長
- ・ 総務課長
- ・ 学校教育部長
- ・ 地域振興課長

③ 初動体制（第1配備）における活動内容

初動体制（第1配備）を実施した場合、動員された職員は、以下の活動を行う。

- ア 気象や河川に関する情報の収集
- イ 被害状況の把握

被害なしの場合、勤務時間中は被害状況を地域振興課へ報告後通常業務に戻る。時間外の場合は被害状況を地域振興課へ報告後に解散する。

④ 解除・移行基準

- ア 初動体制（第1配備）の原因となった雨量や河川水位の上昇により予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、初動体制（第1配備）を解除する。
- イ 二次災害が発生し、警戒体制（第2配備）又は緊急体制（第3配備）、さらには非常体制（第4配備）への移行が必要となったときは、初動体制（第1配備）を解除して、警戒体制（第2配備）、緊急体制（第3配備）又は非常体制（第4配備）の実施へ移行する。

（2）警戒体制（第2配備）

関係部課

① 配備の基準及び手続

熊谷地方気象台からの気象に関する警報、注意報発表に関わらず、強い雨雲の接近が予想される場合、統括責任者（危機管理監（総務部長）とまちづくり部長）が協議して配置する。

動員発令者	職員の動員
・ 統括責任者 正：危機管理監（総務部長） 副：まちづくり部長	・ 通常の組織をもって、必要な職員を動員。 ・ 主に被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制。ただし、被害の発生拡大に応じ集中豪雨時体制に基づき必要な職員を動員する。

② 災害対策会議

統括責任者の判断により、必要に応じて災害対策会議を開催する。会議の構成は以下のとおりとする。

- ・ 危機管理監（総務部長）
- ・ 経済環境部長
- ・ 消防長
- ・ 企画財務部長
- ・ まちづくり部長
- ・ 議会事務局長
- ・ 健康福祉部長
- ・ 会計管理者
- ・ 学校教育部長

- ・生涯学習部長
- ・総務課長
- ・地域振興課長
- ・建設課長
- ・その他必要な職員（統括責任者の判断で参加を要請する）

③ 警戒体制（第2配備）における活動内容

- ア 雨量や河川に関する情報の収集
- イ 被害状況の把握
- ウ 被害状況の県への報告
- エ 必要に応じて関係機関等への通報
- オ 必要に応じて市長等への報告
- カ 初期段階の軽微な災害応急対策
- キ 被害情報に関する広報

(3) 緊急体制（第3配備）

① 配備の基準及び手続

熊谷地方気象台から、本市域内に大雨警報、洪水警報が発表された場合、また、気象予警報の発表状況のいかんに関わらず、1時間雨量が20mm以上を観測し、浸水被害の発生が予想される場合は緊急体制（第3配備）を実施する。さらに、洪水予報河川（利根川、荒川、小山川）及び水位周知河川（福川）が氾濫注意水位を超えた場合、被害が予想される場合、統括責任者（危機管理監（総務部長）とまちづくり部長）が協議して配置する。

動員発令者	職員の動員
・統括責任者 正：危機管理監（総務部長） 副：まちづくり部長	・応急対策の活動に即応できるよう、必要な職員を緊急に配備して、被害状況の調査及び初期の応急対策を任務として活動する体制 ・ただし、被害の発生拡大に応じ集中豪雨時体制に基づき必要な職員を動員する。

② 災害対策会議

統括責任者の判断により災害対策会議を開催する。

対策会議の構成は以下のとおりとする。

- ・危機管理監（総務部長）
- ・企画財務部長
- ・健康福祉部長
- ・経済環境部長
- ・まちづくり部長
- ・会計管理者
- ・消防長
- ・議会事務局長
- ・学校教育部長
- ・生涯学習部長
- ・総務課長
- ・地域振興課長
- ・建設課長
- ・その他必要な職員（統括責任者の判断で参加を要請する）

関係部課

③ 緊急体制（第3配備）における活動内容

緊急体制（第3配備）を実施した場合は、被害発生状況等の情報収集、連絡活動、災害予防及び必要な災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。具体的活動内容は以下のとおりとする。

ア 雨量や河川水位の情報の収集	オ 広報活動の準備
イ 被害情報の収集	カ 被害状況の取りまとめ及び発表・報告
ウ 高齢者等避難の発令検討	キ 連絡調整
エ 避難所の開設・運営	

(4) 非常体制（第4配備）

下記の場合、全職員が非常体制（第4配備）を実施し、同時に災害対策本部を設置する。

- ① 前線活動、台風接近等により相当量の降雨及び浸水被害の発生が予想される場合
- ② 気象庁から大雨に関する特別警報が発表された場合
- ③ 洪水予報河川（利根川、荒川、小山川）及び水位周知河川（福川）が避難判断水位を超えた場合

動員発令者	職員の動員
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部長（市長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策副本部長（副市長） ・ 災害対策本部長付（教育長） ・ 災害対策本部員 危機管理監（総務部長）、企画財務部長、健康福祉部長、経済環境部長、まちづくり部長、議会事務局長、会計責任者、消防長、学校教育部長、生涯学習部長、総務課長、地域振興課長、建設課長 ・ 必要に応じて災害対策本部付ほか全職員が自主参集

全課

第2 災害対策本部の体制

市長は、災害対策基本法第23条第2項、市災害対策本部条例、市災害対策本部規程の規定に基づき市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置場所

総則 第3章 第3節 第1の2 (2) を準用する。

2 代理順位

総則 第3章 第3節 第1の2 (1) を準用する。

3 災害対策本部の機構

総則 第3章 第3節 第1の2 (4) 及び (5) ①、④を準用する。

4 災害対策本部の班編成及び事務分掌

総則 第3章 第3節 第1の2 (5) ⑤、⑥を準用する。

5 本部員会議の運営

(1) 本部員会議の構成

総則 第3章 第3節 第1の2 (5) ③を準用する。

(2) 本部員会議の協議事項

総則 第3章 第3節 第1の2 (5) ②を準用する。

(3) 災害対策本部設置に関わる備品類等

総則 第3章 第3節 第1の2 (3) を準用する。

6 廃止の基準

総則 第3章 第3節 第1の2 (6) を準用する。

7 設置又は廃止の公表

総則 第3章 第3節 第1の2 (7) を準用する。

8 現地災害対策本部

総則 第3章 第3節 第1の2 (8) を準用する。

第3 市職員の動員・参集

1 勤務時間内における動員

(1) 初動体制（第1配備）から緊急体制（第3配備）

大雨・洪水に関する警報や注意報が発表された場合、又は台風が接近し相当の被害の発生が予想される場合などには、配備基準に基づき、必要な配備体制による関係する部の職員動員を行う。

関係各課

(2) 非常体制（第4配備）

市長より、非常体制（第4配備）が発令された場合、職員は必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の間、応急対策などの災害業務を行うものとする。

全班

班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

発災時に、班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、総務班を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

■動員・参集における留意点

震災対策編 第1章 第1節 第3の1 を準用する。

2 勤務時間外及び休日における動員

(1) 当直体制

震災対策編 第1章 第1節 第3の3 (1) を準用する。

地域振興課
関係各課

(2) 非常体制（第4配備）における動員・参集

① 勤務場所への参集

- ・本部長は、気象情報などにより、大雨による河川の氾濫や道路冠水などのおそれがあると判断した場合、全職員を動員する。
- ・本部長、副本部長、本部長付、本部員は、災害対策本部に参集する。

全班

② 参集が困難な場合の対応

震災対策編 第1章 第1節 第3の3 (2) ② を準用する。

③ 参集の報告

震災対策編 第1章 第1節 第3の3 (2) ③ を準用する。

全班

(3) 一次被害情報の把握

震災対策編 第1章 第1節 第3の3 (3) を準用する。

全班長

(4) 一次被害情報の報告

震災対策編 第1章 第1節 第3の3 (4) を準用する。

3 動員・参集における注意事項

震災対策編 第1章 第1節 第3の4 を準用する。

統括班
土木班

第4 市長の事前措置及び応急処置

市長は、気象情報などにより大雨による河川の氾濫や道路冠水などの災害が発生するおそれがあるときは、危険箇所に関する調査や道路の通行規制など措置をとる。

1 市長が行う事前措置

(1) 出動命令など

- ① 消防本部などに対して、出動準備をさせ、若しくは出動を命ずる。
- ② 警察などの防災関係機関、並びに防災上重要な施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。

(2) 事前措置

① 物件の除去等

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(災害対策基本法第59条第1項)

② 避難指示等

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険と見込まれる地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。ただし、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。(災害対策基本法第60条)

2 市長が行う応急措置

市長は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は市防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施しなければならない。（災害対策基本法第62条）

応急措置に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）
- ② 市域の民間の土地、建物等の工作物の一時使用、土石等の物件の使用・収用（災害対策基本法第64条第1項）
- ③ 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条第2項及び第3項）
- ④ 知事の指示に基づく応急措置

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示をすることができる。（災害対策基本法第72条第1項）

第5 指定地方行政機関などの措置

1 警察署

震災対策編 第1章 第1節 第4の1 を準用する。

警察署

2 指定行政機関及び指定地方行政機関

震災対策編 第1章 第1節 第4の2 を準用する。

防災関係機関

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

震災対策編 第1章 第1節 第4の3 を準用する。

防災関係機関

第2節 災害救助法の適用

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

災害救助法の適用事務は、本部長の指示のもと統括班が行う。

第1 災害救助法の手続き

震災対策編 第1章 第2節 第1を準用する。

第2 災害救助法適用基準

災害救助法適用基準については、震災対策編 第1章 第2節 第2を準用するが、浸水被害の場合の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月、内閣府（防災担当））に基づき、以下の点に配慮して判定する。

<表—浸水被害における被害判定の留意点>

[外観による判定]

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流失している場合、又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合等は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

[浸水深による判定] ※【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ

一見して浸水深（最も浅い部分）が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし「全壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上とし「大規模半壊」、床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。

第3 救助の種類と実施者

震災対策編 第1章 第2節 第3を準用する。

第3節 応援要請の実施

応援協力の要請については、震災対策編 第1章 第3節 を、応援の受入れについては、共通編 第4章 第1節 を準用するが、平成27年9月の関東・東北豪雨では、避難場所や避難所を市内の施設で対応することを前提としたことから、避難所となっていた学校周辺が浸水し孤立したケースもあった。

そのため、大雨や河川の洪水被害の場合には、近隣で浸水被害のおそれの少ない地域の避難所の提供について応援を要請することとする。

統括班
渉外情報班
消防班
福祉班

第4節 自衛隊の災害派遣要請

震災対策編 第1章 第4節 を準用する。

ただし、大雨や洪水災害の場合には、気象情報等により、災害発生のおそれの有無を判断し、あらかじめ避難者の緊急避難や人命救助のために、県に対して自衛隊の出動待機を要請することも考慮する。

統括班
渉外情報班
財政班

第5節 要員の確保

震災対策編 第1章 第5節 を準用する。

統括班
総務班
財政班

第2章 情報の収集・伝達・広報体制

第1節 情報の収集・伝達・報告

大規模な洪水等が発生した場合、通信施設の浸水・損壊、伝送路の切断または焼失などによる通信不能が発生する。また、通信設備の運用について、職員の不慣れから発生する通信不能も予測され、防災関係機関においても情報不足となり、内部相互間の情報伝達不足、さらには避難住民への正確な情報の提供ができなくなるなど、災害対策本部の機能が低下する場合がある。

そのため、市及び県並びに防災関係機関は、緊密に連絡して、迅速かつ的確に災害情報を収集するとともに、必要な箇所に伝達する災害時情報通信体制を確立する。

また、埼玉県災害オペレーション支援システムの活用により、関係機関等との円滑な情報収集伝達体制を構築する。

第1 災害情報の収集

市は、洪水等風水害発生時、または発生のおそれのあるときに災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確な災害情報の収集を実施する。

1 災害時の情報連絡体制

(1) 総括的連絡系統

非常体制（第4配備）の実施において、市は、洪水等風水害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を行うため、被害状況を的確かつ迅速に把握する。

また、統括班及び渉外情報班において情報を一元的に管理・総括し、重複や漏れをなくすことが重要となる。

さらに、災害時の連絡系統は、災害現場と市災害対策本部及び県災害対策本部（行田支部（利根地域振興センター）又は現地対策本部（利根地域振興センター）の場合もある）が連絡系統の軸となる。

総括的連絡系統図は、震災対策編 第2章 第1節 第1の1（1）を準用する。

統括班
渉外情報班

(2) 通信連絡体制

市は、有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、震災対策編 第2章 第1節 第1の1 (2) を準用しながら、通信連絡を実施する。

2 被害報告の系統

震災対策編 第2章 第1節 第1の2 を準用する。

3 洪水等風水害時に収集する情報

洪水等風水害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、収集すべき情報の種類、担当部署は、次表のとおりである。各担当部署は情報を収集後、直ちに災害対策本部に報告する。

(1) 警戒段階で収集する情報

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
① 予警報	<ul style="list-style-type: none"> 予警報の内容 予想される降雨及び災害の程度 	発表後即時	<ul style="list-style-type: none"> 熊谷地方気象台 	統括班
② 雨量などの気象情報	降雨量 <ul style="list-style-type: none"> 先行雨量（連続雨量） 他区域の降雨状況 時間雨量の変化 	随時	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁アメダス雨量データ、降水短時間予報 県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システムなど） 各雨量観測実施機関 市及び消防本部の雨量観測所 	統括班
	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水位、流量などの時間変化 滞水の状況 	随時	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省、県河川砂防課、県土整備事務所（川の防災情報など） 自主防災組織、市民 	
	<ul style="list-style-type: none"> ダム放流量（二瀬、浦山、玉淀ダム、荒川第一調節池） 	随時	<ul style="list-style-type: none"> 県河川砂防課、県土整備事務所（川の防災情報など） 国土交通省（川の防災情報） 	

統括班
渉外情報班

関係各班

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
③ 発災危険箇所などの情報	河川周辺地域などにおける発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期、箇所	異常の覚知後即時	・市、消防本部等の担当職員 ・自主防災組織、市民	土木班 下水道班
④ 市民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所など） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防、警察 ・自主防災組織	福祉班 教育総務班 学校教育班 社会教育班

(2) 発災段階で収集する情報

関係各班

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
① 発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期など） ・浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・発災による物的・人的被害に関する情報〔特に死者、負傷者など人的被害、発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の覚知後即時	・市、消防本部等の担当職員 ・警察 ・各公共施設管理者など ・自主防災組織、市民（被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に）	土木班
	・防災拠点施設の被害状況	発災状況の覚知後即時	・市、消防本部等の担当職員 ・各施設管理者 ・自主防災組織、市民	土木班 教育総務班 社会教育班
	・交通施設の被災状況（道路、橋りょう、鉄道）	被害状況が把握された後		土木班
	・公共施設の来所者、入所者、職員などの人的被害 ・公共施設の物的被害 ・文化財の被害	発災状況の覚知後即時	・市、消防本部等の担当職員 ・各施設管理者 ・自主防災組織、市民	社会教育班

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
	・工事現場など特に発災による被害が想定される区域の被災状況	被災状況が把握された後	・市、消防本部等の担当職員 ・工事事業者 ・自主防災組織、市民	土木班
	・商工業事業所、農地・農作物の被害状況	被災状況が把握された後	・事業者 ・自主防災組織、市民	物資調達班 農業班
	・ライフラインの被災状況（電気、水道、ガス、電話通信施設など）	被災状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	水道班 下水道班 渉外情報班
②市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所など）	避難所の収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防、警察 ・自主防災組織	教育総務班 学校教育班 社会教育班

渉外情報班

4 災害情報の収集

震災対策編 第2章 第1節 第1の4 を準用する。

渉外情報班

5 災害情報の報告

震災対策編 第2章 第1節 第1の5 を準用する。

統括班
渉外情報班
警察署

6 異常現象の発見者の通報と措置

震災対策編 第2章 第1節 第1の6 を準用する。

◆ 気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項

○ 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻等突風現象

第2 災害情報の伝達・報告

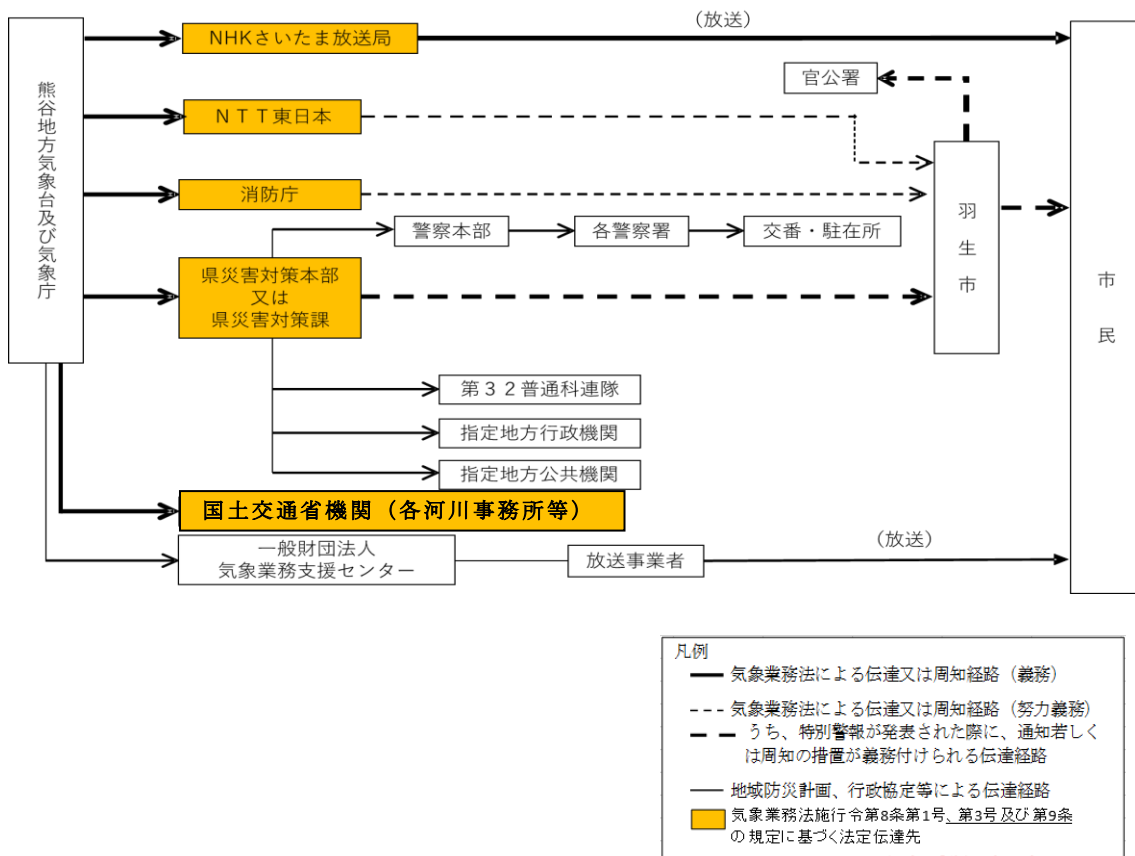
市は、市域内に洪水等風水害が発生したときは、直ちに市民等に伝達するほか、速やかに被害状況を県に報告する。

また、市において措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

1 気象警報等の収集伝達系統図

統括班
広報班

< 図—気象警報等の収集伝達系統 >



2 市民への情報伝達

市は、気象特別警報を収集した場合、防災行政無線や広報車等により直ちに市民等に伝達するとともに、必要な措置を講じる。

第3 特別警報・警報・注意報の伝達

1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく、特別警報、警報、注意報など

埼玉県 の地域内に大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごと（羽生市）に現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

（1）特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(2) 特別警報、警報、注意報の種類と基準

＜特別警報・警報・注意報の概要＞

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	

特別警報・警報 ・注意報の種類	概要
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

＜特別警報の発表基準＞

種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

＜警報・注意報の発表基準＞

種類		基準
発表官署／府県予報区		熊谷地方气象台／埼玉県
一次細分区域		北部
市町村等をまとめた地域		北東部
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準：25
	洪水	流域雨量指数基準 会の川流域=5.3、中川流域=6.4 複合基準 中川流域＝（15, 5.5） 指定河川洪水予報による基準 利根川上流部[八斗島・栗橋]
	暴風	平均風速 20m/ s 以上
	暴風雪	平均風速 20m/ s 以上 雪を伴う
	大雪	12 時間降雪の深さ 10cm 以上
注意報	大雨	表面雨量指数基準：8 土壌雨量指数基準：117
	洪水	流域雨量指数基準 会の川流域=4.2、中川流域=5.1 複合基準 中川流域＝（8, 4.4） 指定河川洪水予報による基準 利根川上流部[八斗島・栗橋]
	強風	平均風速 11m/ s 以上
	風雪	平均風速 11m/ s 以上 雪を伴う
	大雪	12 時間降雪の深さ 5cm 以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	濃霧	視程 100m以下

種 類		基 準
	乾燥	最小湿度が25%以下で、実効湿度55%以下
	低温	夏季：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下（熊谷地方気象台の値）
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
	融雪	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。
	なだれ	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。
記録的短時間大雨情報		1時間雨量100mm以上、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合

令和7年5月29日現在

（3）大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要

種 類	概 要
	<p>があるとされる警戒レベル3に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

（４）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（５）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、气象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

（６）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(7) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

なお、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って半日程度前から呼びかけられる。

(8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北部など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(9) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、埼玉県を通じて羽生市や羽生市消防本部に伝達される。

2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報など

洪水予報は、気象庁が単独で発表する地域単位の洪水警報とは異なり、水防法に基づき気象庁と協議し、国土交通省や埼玉県が指定した河川（洪水予報指定河川など）の洪水について予報を行うものである。

また、水防警報は、国土交通省や埼玉県が指定した河川について、水防活動を行う必要がある旨を警告するために発表される。

本市関係では、利根川・荒川・小山川が洪水予報河川に指定されている。

(1) 洪水予報

国土交通大臣が指定した利根川・荒川・小山川の洪水予報については、気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同して行う。

① 洪水予報の種類と基準及び避難情報との関係

洪水予報指定河川の洪水予報の発表基準及び避難情報との関係は以下のとおりである。また、市は、県からの洪水予報の通知を受けたときは、市民へ周知する。

警戒レベル	洪水予報の 標題 (洪水予報の 種類)	発表基準	解説	避難情報等	避難行動等
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき 氾濫が継続しているとき	—	・緊急安全確保 【市が発令】	命を守る 最善の行動
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況	・避難指示 【市が発令】	速やかに 全員避難
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求め る段階	・高齢者等避難 【市が発令】	避難に時間がかかるとその 支援者は避難
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水	水防団が活動して水防目安となる 水位	・洪水注意報 大雨注意報等 【気象庁が発表】	避難に備え、避難場所や避難経路を 確認

警戒レベル	洪水予報の 標題 (洪水予報の 種類)	発表基準	解説	避難情報等	避難行動等
		位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき			
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位から氾濫注意水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	・早期注意情報【気象庁が発表】	最新の気象情報などに注意し、災害への心構えを高める

② 利根川の洪水予報

利根川については、八斗島（伊勢崎市八斗島町）、栗橋（久喜市栗橋）基準水位観測所の水位などを基に発表される。

<表—利根川の洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位>

名称	基準水位観測所					所在地
	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
八斗島	0.80m	1.90m	3.10m	4.10m	5.28m	群馬県 伊勢崎市 八斗島町
栗橋	2.70m	5.00m	7.60m	9.20m	9.90m	久喜市 栗橋

③ 荒川の洪水予報

荒川については、熊谷（熊谷市榎町）基準水位観測所の水位などを基に発表される。

<表—荒川の洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位>

名称	基準水位観測所					所在地
	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
熊谷	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.50m	熊谷市榎町

④ 小山川の洪水予報

小山川については、八斗島（伊勢崎市八斗島町）基準水位観測所の水位などを基に発表される。

＜表一 小山川の洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位＞

名称	基準水位観測所					所在地
	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高 水位	
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
八斗島	0.80m	1.90m	3.10m	4.10m	5.28m	群馬県 伊勢崎市 八斗島町

(2) 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、市長による避難指示発令の判断の目安となる氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

市が関係する、水防法第13条第2項に基づき知事が行う水位周知河川は、福川である。

<表—福川の水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所の水位>

名称	基準水位観測所				所在地
	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
井殿橋	Y. P. 25. 50m	Y. P. 27. 20m	Y. P. 27. 33m	Y. P. 28. 16m	熊谷市西野字宮前

注：Y. P. +m は、東京湾中等潮位 (-0. 8402m) を基準とした高さを表す単位。

国土交通省

(3) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、洪水のおそれがあるとき、水防活動を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるよう配慮する。

<表—水防警報の種類と発表基準>

種類	内 容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告する。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告する。	気象予報・警報等あるいは、河川の状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告する。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告する。	氾濫注意情報（洪水注意報）等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示する。	氾濫警戒情報（洪水警報）等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告する。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(4) 市の措置

① 警報及び注意報等の受理及び伝達

ア 市長は、県等関係機関から警報及び注意報等の伝達を受けたときは、関係機関及び市民その他関係のある団体に伝達する。

イ 羽生市における警報及び注意報等の受理及び伝達は、統括班が行う。

② 勤務時間外における注意報等の伝達

勤務時間外に伝達される警報及び注意報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、以下の体制を整備する。

ア 当直者の配置

夜間・休日の初動対応機能の確保を目的として、当直として当直職員を配置する。

イ 防災担当者への連絡等

当直者は、警報及び注意報が伝達された場合は、配備体制基準に基づいて、あらかじめ指定された、危機管理監（総務部長）、地域振興課長、防災担当指定職員に連絡する。

なお、大雨注意報、洪水注意報及び各種警報が伝達された場合は、当直者は危機管理監（総務部長）が登庁するまでの間、必要に応じ情報収集、連絡等を行う。

第4 災害通信計画

震災対策編 第2章 第1節 第3 を準用する。

第2節 災害広報・広聴活動

震災対策編 第2章 第2節 第1から第6 を準用する。

なお、市民への広報内容として、風水害発生の恐れがある場合には、高齢者等避難に関する広報も行う。

第3章 警戒段階の活動

第1節 水防活動

洪水等の風水害が発生した場合、又発生するおそれのある場合、市は、加須市・羽生市水防事務組合水防計画に基づき堤防等の施設管理者、警察、消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点をおくものとする。

水害を予防するために必要な事業及び施設の整備は、羽生市、加須市の2市をもって組織する「加須市・羽生市水防事務組合」と協力して推進する。

第1 水防体制の確立

1 水防活動の担当

利根川における水防活動は、羽生市、加須市の2市をもって組織する「加須市・羽生市水防事務組合」が担当して行う。

土木班
消防班

2 水防活動における水防団の配備体制

土木班
消防班

(1) 利根川関係

利根川の水防管理団体である加須市・羽生市水防事務組合の配備体制は、同組合の水防計画で定められた非常配備及び出動細部計画による。

① 水防非常配備の種類

水防非常配備の種類を次の三種類とする。

第1 配備	情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、ただちに第2 配備の招集その他の活動ができる体制。
第2 配備	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制。
第3 配備	完全な水防体制。

② 水防非常配備の時期

水防非常配備の時期は次のとおりとする。

第1 配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなりの時間的余裕があると認められるとき。
第2 配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき、水防本部長、副本部長又は水防長が必要と認めたとき。
第3 配備	災害発生が予想される時又は、危険性が大で第2 配備では処理できがたいと認められるとき。水防本部長、副本部長又は水防長が必要と認めたとき。

③ 注意事項

- ア 水防本職員及び各水防区職員は常に気象状況の変化に注意し、遅滞なく第1 配備を取らなければならない。
- イ 第1 配備発令後はできる限りの外出をさけ待機しなければならない。

第2 水防出動

河川の水位が「氾濫注意水位」（八斗島水位観測所の水位1 m 9 0 cm）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（出動）の通報を受けたときは、水防本部長は内水氾濫等による水防団の出動状態を踏まえて、水防団に対し、出動を要請し次の作業を行う。

- ① 水防資機材の整備点検
- ② 堰、水門等の開閉
- ③ 堤防巡視・警戒・水防活動
- ④ その他水防活動上必要と認める事項

1 出動の要領、種類、時期

出動要領は以下のとおりであり、いずれの段階の出動を行うかは水防本部長が各区水防長と協議して指令する。

	第1次出動	第2次出動	第3次出動	第4次出動
要領	水防団長及び副団長は、その後の情勢把握に努め、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。	水防団班長以上は所定の場所に集合し、堤防の巡視・警戒にあたる。	水防団全員が所定の場所に集合し警戒又は水防活動にあたる。	沿川住民が動員し水防活動にあたる。(ただし、住民避難が優先される場合は、沿川住民の動員は行わない。)
種類	水防団長及び副団長は情勢の把握に努め、一般団員は待機する体制。	水防団の一部団員が出動する体制。	水防団が出動し水防活動を行う体制。	水防団及び沿川住民が共同し水防活動を行う体制。
※本部職員は、情報収集にあたり迅速な対応を図る。				
時期	水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。	河川のさらなる上昇により沿川住民の協力の必要を認めるとき。

2 緊急事態の対応

各区水防長は緊急事態が発生し水防のためやむを得ないと認めたときは、水防本部長の指令を待たずに水防作業を開始し、又は地域内居住者を動員することができる。ただし、この旨を直ちに水防本部長に報告する。

3 市民等に対する周知

(1) 周知方法

市が組合等から水防開始の連絡を受けた場合は、直ちに消防機関に周知するとともに、消防自動車・広報車・防災行政無線などを活用し、放送、警笛、伝令などのうち最も有効な方法により市民に事態を周知する。

統括班
広報班
消防班

(2) 水防信号

水防信号（警鐘信号、サイレン信号）については、水防に関する県規則第4条の規定信号を用いる。

<表－水防信号の種別>

種別	警鐘信号	サイレン信号					
第1信号	● 休止 ● 休止 ● 休止	5秒	15秒	5秒	15秒	5秒	15秒
第2信号	●—●—●—●—●—●—	5秒	6秒	5秒	6秒	5秒	6秒
第3信号	●—●—●—●—●—●—●—	10秒	5秒	10秒	5秒	10秒	5秒
第4信号	乱打	1分	5秒	1分	5秒	1分	5秒
		●—	休止	●—	休止	●—	休止

<表－水防信号の内容>

種別	措置事項
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせるもの。

第3 決壊時の処置

統括班
消防班

1 決壊時の処置

(1) 通報

堤防その他の施設が決壊したとき、市長又は消防機関の長は、直ちにその旨を行田県土整備事務所長、利根川上流河川事務所長、荒川上流河川事務所長に通報する。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が破堤又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、市長は警察署長に対して警察官の出動を要請する。

(3) 居住者等の水防義務

市長又は消防の長は、水防のため必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

2 避難のための立退き

市は以下の場合、各浸水想定区域内の市民、要配慮者関連施設の管理者に対し、その旨を周知する。

- ①国土交通省と気象庁が共同発表する洪水予報河川（利根川、荒川、小山川）の氾濫警戒情報・氾濫注意情報が発表された場合
- ②県が発表する水位周知河川（福川）の避難判断水位到達情報が発表された場合
- ③中川では市内に設置された危機管理型水位計や河川監視カメラ等で確認した河川の状況により市が必要と認めた場合

第2節 避難対策

洪水等の風水害時における避難対策は、地震その他の突発的な災害の場合と比べていくつかの違いがある。

第1は、避難が要請される危険地域がある程度予測可能であり、しかも市域の中でも河川や用排水路沿い地域など、限定されることである。

第2は、大雨や台風などにより生ずるため、気象予報や警報が発表されるなど、避難すべき事態にいたる前にある程度の時間的余裕があり、直前の準備が可能である。

第3は、通常の場合、被害発生前に市に災害対策本部体制がすでに確立されており、避難の指示や誘導に際して、市や防災関係機関による必要な体制をとることが十分可能である。避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的猶予が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

このような観点から、避難対策を定めるものとする。

第1 自主避難への対応

局地的集中豪雨や異常気象による災害発生の場合、避難準備情報の伝達等の前に市民が自主的に避難することも想定し、市は、市民が円滑に自主避難できるよう、気象情報や避難所等の周知、避難所の早期開設を行う。

1 避難所等の周知

当該地区の避難所、避難場所について、防災行政無線及び広報車等を通じ市民に知らせる。併せて消防団員、自主防災組織等の協力を得て、当該地区の避難行動要支援者にも周知徹底を図る。

2 自主避難所の開設準備

避難所担当職員は、自主避難が開始されると同時に避難所の開設準備を進める。

第2 避難指示等

避難指示とは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し避難のための立ち退きを指示する行為である。

1 実施責任者等

避難のための立ち退き及び立ち退き先の指示は、次の根拠・責任者の下で行う。

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。

<表一 避難指示等の発令者>

警戒レベル	避難情報	実施責任者	根拠法令	適用災害
レベル3	高齢者等避難	市長	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
レベル4	避難指示	市長	災害対策基本法第60条第1項	災害全般
		知事、その命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	災害全般洪水及び地すべり
		水防管理者	水防法第29条	洪水
		警察官	災害対策基本法第61条及び警職法第4条	災害全般
		災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	自衛隊法第94条 (その場に警察官がない場合に限る)	災害全般
レベル5	緊急安全確保	市長	災害対策基本法第60条第3項	災害全般

2 避難すべき区域の設定

浸水想定区域図、過去の災害実績を参考に、雨量などから災害の規模を想定し、避難すべき区域を設定する。

3 指定避難所の開設準備

避難所担当職員は、高齢者等避難が発令されると同時に指定避難所の開設準備を進める。

統括班

統括班

統括班
教育総務班
学校教育班
社会教育班

統括班
広報班
消防班
教育総務班
学校教育班
社会教育班

4 伝達内容・発令基準等

(1) 伝達内容等

市長は、次の基準により高齢者等避難を伝達、避難指示を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者に伝達する。特に、当該地区の避難行動要支援者にも周知徹底を図るため、水防団員、自主防災組織の協力を得て実施する。

市は、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、気象防災アドバイザー等の専門家や熊谷地方気象台（気象台へはホットラインを利用）に対して気象の状況や今後の見通しについて助言を求めることができる。

なお、夜間において、高齢者等避難の伝達、避難指示の発令が必要となる可能性がある場合には、避難の難しさを考慮し、下記基準に達しない場合でも空振りを恐れず迅速に情報発信を行う。

<表一避難に関する発令の基準と内容>

警戒レベル	種別	基準	伝達内容	伝達手段
レベル3	高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。 1 指定河川洪水予報により、各河川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 2 指定河川洪水予報により、各河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫の恐れがある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位超過相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	①対象者 ②避難対象地域 ③避難理由 ④携行品その他注意	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ ラジオ メール配信サービス 緊急速報メール 防災アプリ等

警戒 レベル	種別	基準	伝達内容	伝達手段
レベル 4	避難指示	<p>次のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>1 指定河川洪水予報により、各河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）に到達したと発表された場合</p> <p>2 各河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）に到達していないものの、各河川の水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合</p> <p>3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過相当（紫）」になった場合</p> <p>4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 各河川上流部のダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>※6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>	<p>①避難対象地域</p> <p>②避難理由</p> <p>③避難先</p> <p>④避難路</p> <p>⑤避難後の指示連絡等</p>	<p>防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ ラジオ メール配信サービス 緊急速報メール 防災アプリ等</p>

警戒レベル	種別	基準	伝達内容	伝達手段
レベル5	緊急安全確保	<p>原則として、以下に該当する場合に発令するが、いずれかに該当した場合でも必ず発令するとは限らない。また、これら以外の場合においても「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合は、居住者等に行動変容を求めるために発令する場合がある。</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>1 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合</p> <p>(災害の発生を確認)</p> <p>3 堤防の決壊や越水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)</p> <p>※1又は2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	<p>①避難対象地域</p> <p>②避難理由</p> <p>③避難先</p> <p>④避難路</p> <p>⑤避難後の指示連絡等</p>	<p>防災行政無線</p> <p>広報車</p> <p>サイレン</p> <p>口頭伝達</p> <p>テレビ</p> <p>ラジオ</p> <p>メール配信サービス</p> <p>緊急速報メール</p> <p>防災アプリ等</p>
	避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。 ・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本とする。 		

(2) 避難指示等発令の判断基準

① 利根川上流部（利根川、小山川）破堤・越水氾濫

警戒 レベル	河川・基準点	利根川及び小山川 (八斗島観測所)	利根川 (栗橋観測所)
	対象地区	羽生市全地区	羽生市全地区
レベル 3	高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が 3.10m (避難判断水位) に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・水位が 4.10m (氾濫危険水位) に達する予想が発表されている場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が 7.60m (避難判断水位) に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・水位が 9.20m (氾濫危険水位) に達する予想が発表されている場合
レベル 4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が 4.10m (氾濫危険水位) に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・河川管理施設の異常 (漏水等、破堤につながるおそれのある被災等) を確認した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が 9.20m (氾濫危険水位) に達し、なお上昇のおそれがある場合

○情報の入手先

洪水予報	熊谷地方気象台 (発表: 気象庁) 埼玉県行田県土整備事務所 国土交通省利根川上流河川事務所 (久喜市)
水位	埼玉県行田県土整備事務所 国土交通省利根川上流河川事務所 (久喜市)
雨量情報	熊谷地方気象台

② 荒川破堤・越水氾濫

警戒 レベル	河川・基準点	荒川（熊谷観測所）
	対象地区	浸水想定区域
レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が 5.00m（避難判断水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・水位が 5.50m（氾濫危険水位）に達する予想が発表されている場合
レベル4	避難指示等	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常（漏水等、破堤につながるおそれのある被災等）を確認 ・水位が 5.50m（氾濫危険水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合

○情報の入手先

洪水予報	熊谷地方気象台（発表：気象庁） 埼玉県行田県土整備事務所 国土交通省荒川上流河川事務所（川越市）
水位	埼玉県行田県土整備事務所 国土交通省荒川上流河川事務所（川越市）
雨量情報	熊谷地方気象台

渉外情報班

5 関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、関係機関に通知又は連絡する。

(1) 市長

市長は、知事及び羽生警察署長に連絡するほか、関係団体に通知する。

(2) 知事又はその命を受けた職員（洪水の場合）

知事は、市長及び警察本部長、関係団体に連絡する。市長は、羽生警察署長と相互連絡する。

(3) 警察官及び自衛官

警察官は市長及び羽生警察署長に、自衛官は市長に連絡する。

第3 警戒区域の設定

統括班
警察署

震災対策編 第3章 第5節 第2 を準用する。

第4 避難誘導

1 避難誘導に伴う伝達内容

統括班

避難誘導する際には、次の内容を明らかにし伝達する。また、市内の各地域、大型集客施設、駅等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して防災行政無線等により、災害への対応を指示する情報を広報する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

- 河川が氾濫する等の災害が発生したこと。
- 災害の拡大についての今後の見通しを伝えること。
- 避難誘導や救助・支援への市民の協力を要請することを伝えること。
- 誤った情報に惑わされないことを伝えること。
- 冷静に行動することを伝えること。

2 避難誘導の流れ

統括班
消防班
福祉班

避難に当たっては、自治会単位とし、指定避難所は、地域の小学校や公民館などの指定避難所を原則とするが、被災状況に応じ最寄りの指定避難所とする。

市は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの自力避難が困難な人、また地理に不案内な人、日本語を解さない人等の避難行動要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。

なお、既に河川が氾濫している場合、道路が冠水している場合などには、避難所への移動がかえって危険を生じる場合がある。低層階や平屋の居住者等のその場においては居室が浸水し身の安全を確保することができない、即ち必ず立退き避難をすべき居住者等に対しては立退きを指示（災害対策基本法第60条第1項）、上階への移動や高層階に留まること等により屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては必ずしも立退き避難を求めない等、対象者に応じた措置を行う。

また、事態に照らし緊急を要すると考えられるときには近傍の堅固な建物への移動等も求める。

統括班

3 避難順位及び留意事項

震災対策編 第3章 第5節 第3の3 を準用する。

第5 避難所の開設

市は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがあり、避難しなければならないものを一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

また、災害発生不安により、市民の自主避難に対応して、避難所を開設する。

1 避難所の開設

統括班

(1) 安全な地域での避難所開設

市は、浸水想定区域図、過去の災害実績を参考に、雨量などから災害の規模を想定し避難所開設に留意する。

(2) 指定避難所

指定避難所は、小・中学校の体育館や公民館等を応急的に使用するが、浸水深等によっては、施設の上層階のみを使用する。

指定避難所は、食料・日用品・資機材等の備蓄を浸水のおそれのない安全な場所で管理することができる施設を対象に指定する。

(3) 避難所の収容力

震災対策編 第3章 第5節 第4の1 (3) を準用する。

(4) 福祉避難所

震災対策編 第3章 第5節 第4の1 (4) を準用する。

福祉班

(5) 一時集合場所

地域の被害状況の確認、住民の安否確認のため、地域の集会所や寺社、小規模公園等で、自主防災組織や自治会が指定した一時集合場所を活用する。

統括班

2 避難所開設の報告と公示

震災対策編 第3章 第5節 第4の2 を準用する。

統括班

3 避難所開設の方法

震災対策編 第3章 第5節 第4の3 を準用する。

第6 避難所の管理運営

震災対策編 第3章 第5節 第5 を準用する。

第7 避難所外避難者対策

震災対策編 第3章 第5節 第6 を準用する。

第8 生活環境確保のための連携

震災対策編 第3章 第5節 第7 を準用する。

第9 県職員の派遣要請

震災対策編 第3章 第5節 第8 を準用する。

第10 救助法が適用された場合の費用等

震災対策編 第3章 第5節 第9 を準用する。

第3節 避難行動要支援者に対する支援

震災対策編 第3章 第6節 を準用する。

第4章 発災時の活動

第1節 救急・救助活動

風水害においては、早期避難の遅れなどから、浸水による孤立、樹木の倒壊、建物の損壊等により、救出・救助及び医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。

そのため、市は、警察や消防機関などの防災関係機関と連携し、救出・救助活動に万全を期するとともに、医療機関等との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

その他具体的には、震災対策編 第3章 第2節 を準用する。

第2節 医療救護活動

大規模な風水害の発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。

このため、発災時における関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を実施する。

医療救護活動については、震災対策編 第3章 第3節 を準用する。

第3節 交通対策

大規模な風水害の発生時における交通規制及び交通途絶時の被災者の輸送等、応急対策の円滑を図るため緊急交通路の確保を図る。

交通対策については、震災対策編 第3章 第7節 を準用する。

第4節 緊急輸送

災害応急対策実施に当たり、人員及び物資等を輸送するため、鉄道、バス、トラック協会などの各輸送事業者と連携し、車両等の調達及び適切な配車を行い、緊急輸送等に対応するための輸送力の確保に万全を期する。

緊急輸送については、震災対策編 第3章 第8節 を準用する。

保健班
埼玉県
医療関係団体

土木班
警察署
道路管理者

財政班
統括班
土木班
消防班

第5章 市民の生活の安定

第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給

飲料水・食料・生活必需品の供給については、「第3編 震災対策編 第4章 第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給」を準用する。

第2節 環境衛生

第1 災害廃棄物処理計画

水害により発生する廃棄物についても、地震災害時と同様に「羽生市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正な処理を行い、環境衛生の保全を図る。

水害による廃棄物について注意すべき点としては、以下の内容が挙げられる。

(1) 粗大ごみ

…水害により一時に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ

- ① 水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。
- ② 水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車輛等では収集・運搬が困難である。
- ③ 土砂が多量に混入しているため、処理に当たって留意が必要である。
- ④ ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。
- ⑤ 便乗による廃棄物（廃タイヤや業務用プロパン等）が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。

(2) し尿等

…水没したくみ取り槽や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、並びに仮設便所からのくみ取りし尿

- ① 公衆衛生の確保の観点から、水没したくみ取り便所の便槽や浄化槽については、被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。

衛生班
統括班
広報班
渉外情報班
教育総務班
学校教育班
社会教育班

(3) その他：流木等

- ① 洪水により流されてきた流木やビニル等、平常時は市町村で処理していない廃棄物について、水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。

そのほか、廃棄物の処理については、震災対策編 第4章 第2節 第2 を準用する。

第2 防疫活動

洪水等による浸水被害のあった地域では、衛生環境が一時的に悪化し、下痢などの感染性胃腸炎や食中毒が発生しやすい状況になる。家屋等の浸水被害が発生した際の防疫活動は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、県が市町村に指示して実施する。

(1) 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、県と連携し対策の推進を図る。

(2) 消毒前の準備に関する広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、家屋や床下、家の周囲等が浸水した場合には、土砂の除去、洗浄・ふき取り及び乾燥後に消毒を行う必要があること、洗浄・ふき取り、乾燥方法などの広報活動の強化に努める。

(3) 消毒の実施

感染症の発生を予防するため、知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

その他の防疫活動については、震災対策編 第4章 第2節 第4 を準用する。

第3 動物愛護

動物愛護については、震災対策編 第4章 第2節 第5 を準用する。

第3節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い

震災対策編 第4章 第3節 を準用する。

消防班
市民班
福祉班
保健班
警察署

第4節 障害物の除去

災害に際して、土砂、立木等の障害物が住宅及び道路等に堆積した場合に、これを速やかに除去し、被災者の保護と交通路の確保を図る。放置車両等の障害物についても交通を確保するために除去する。

震災対策編 第4章 第4節 を準用する。

衛生班
統括班
渉外情報班
財政班
道路管理者
河川管理者

第5節 公共施設等の応急対策

洪水等による浸水被害に対する応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、市及び事業者、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

建築班
電力事業者
ガス供給事業者
水道班
下水道班
通信事業者
鉄道事業者
道路管理者
警察署
施設管理者

第1 施設管理者への応急対策の指導

市は、公共施設等が洪水等による浸水で被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。

また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、被災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を指導する。

- ① 避難対策については、綿密な計画を樹立して万全を期する。
- ② 浸水被害等における混乱の防止措置を講じる。
- ③ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- ④ 避難所になった場所は、浸水防護及び火災予防について十分な措置をとる。
- ⑤ 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- ⑥ 被害状況を県担当部局に報告する。

第2 公共施設

1 被害状況調査

市本庁舎や公民館、小・中学校等の公共施設については、浸水等による建物の被害を調査し、建物の継続使用に際しての補修や補強の応急措置を実施するため行う。

特に、浸水被害等によって、災害対策本部設置の可否、避難所使用の可否要否について、非常用電源、備蓄品使用の可否等を含めて調査する。

2 被災宅地危険度判定

市は、市の公共施設について、主として外観目視や浸水深等による危険性を確認し、二次災害の防止と建築物やその敷地等の浸水後における使用の可能性について判断する。

なお、洪水等による浸水被害の場合には、被災宅地危険度判定を行うが、建築物の危険度判定は行わない。

3 応急措置

被害状況調査及び被災宅地危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止と応急復旧に努める。

その他の公共施設等の応急対策については、震災対策編 第4章 第5節 を準用する。

第6節 住宅対策

洪水等による流出や浸水被害により家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため応急仮設住宅を設置する。

また、浸水被害による被害認定で半壊、一部損壊とされた住宅については、応急修理することで被災者の生活を当面の間維持する。

第1 被災宅地の危険度判定

震災対策編 第4章 第6節 第2 を準用する。

建築班

第2 被災住宅の応急修理

震災対策編 第4章 第6節 第3 を準用する。

建築班

第3 応急仮設住宅の供給

震災対策編 第4章 第6節 第4 を準用する。

建築班
統括班

第7節 文教施設等の防災対策

震災対策編 第4章 第7節 を準用する。

学校教育班
教育総務班
給食班
福祉班
社会教育班

第6章 大規模水害対策

第1節 大規模水害に係る被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年4月）は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。

埼玉県では、これを踏まえ県地域防災計画の中に「大規模水害対策」を掲載している。

本市についても利根川及び荒川の浸水想定区域にあり、大規模浸水被害が想定されている。そのため、本計画においても県計画を基本として大規模水害対策を計画する。

第1 県計画における浸水想定

埼玉県

県計画における浸水想定の詳細は次のとおりである。

1 利根川

（1）首都圏広域氾濫

昭和22年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する可能性がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約530km²、浸水区域内人口が約230万人と想定される。

（2）渡良瀬貯留型氾濫

渡良瀬川、利根川に挟まれる地域の標高が周辺より低く、氾濫水が利根川と渡良瀬川の堤防に囲まれた範囲で貯留されるため、最大浸水深が5mを越え、建物の3階まで浸水するなど浸水深が深くなる地域がある。（加須市北川辺地区）

（3）古河・坂東沿川氾濫

利根川の左岸側にある猿島台地により利根川沿いに浸水範囲が限られるが、渡良瀬川貯留型氾濫と同様に5m以上浸水する地域がある。

＜表—各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（利根川）＞

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内 人口(人)
①本庄・深谷沿川氾濫	本庄市山王堂地先	右岸 182.5km	約 25	約 19,000
②首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	右岸 136km	約 530 ※最大値	約 2,300,000 ※最大値
③野田貯留型氾濫	野田市台町地先	右岸 118.5km	約 55	約 61,000
④伊勢崎・太田沿川氾濫	太田市大館地先	左岸 172.5km	約 70	約 43,000
⑤渡良瀬貯留型氾濫	千代田町舞木地先	左岸 159.5km	約 140	約 100,000
⑥古河・坂東沿川氾濫	古河市中田地先	左岸 132km	約 130	約 110,000

ポンプ運転:無、燃料補給:無、水門操作:無、排水ポンプ車:無、流域平均雨量:約 320mm/3 日

2 荒川

(1) 元荒川広域氾濫

かつて荒川の流路のあった元荒川沿いに氾濫が拡大し、荒川の洪水氾濫の中では浸水面積が最大である約200km²と想定される。

(2) 荒川左岸低地氾濫

荒川の浸水想定の中では浸水区域内人口が最大である約160万人と想定される。

(3) 荒川右岸低地氾濫

決壊箇所付近の一部の地域で浸水深が5m以上に達するとともに、浸水域が大手町、丸の内、有楽町等の都心部に達する。

(4) 江東デルタ貯留型氾濫

浸水域が荒川と隅田川に囲まれたデルタ地帯で一部にゼロメートル地帯を含むことから、浸水深5m以上の地域が多く生じる。

＜表—各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）＞

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内 人口(人)
①元荒川広域氾濫	鴻巣市大芦地先	左岸 70km	約 200 ※最大値	約 450,000
②荒川左岸低地氾濫	川口市河原町地先	左岸 21km	約 170	約 1,600,000 ※最大値
③入間川合流点上流氾濫	川島町山ヶ谷戸地先	右岸 53.2km	約 39	約 70,000
④荒川右岸低地氾濫	北区志茂地先	右岸 21km	約 110	約 1,200,000
⑤江東デルタ貯留型氾濫	墨田区墨田地先	右岸 10km	約 90	約 1,000,000

条件：ポンプ運転：無、燃料補給：無、水門操作：無、排水ポンプ車：無、流域平均雨量：約550mm/3日

第2 大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴があるとされている。

1 広大な浸水地域、深い浸水深

利根川の首都圏広域氾濫による被害想定結果によると、浸水面積約530 km²、浸水区域内人口約230 万人と広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに域内全体が浸水する市町が存在する。

また、浸水深が3階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や、付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

2 地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。

3 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

4 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

5 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所付近等では氾濫流到達までの時間が短い。

第3 基本方針

大規模水害対策については、平成24年9月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方及び応急対応のあり方が検討されている。

県及び市は、大規模水害による被害を軽減するため、次の対策を講じる。

適時・的確な避難の実現	氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
応急対応力の強化と重要機能の確保	防疫及び水害廃棄物処理対策
地域の大規模水害対応力の強化	

1 適時・的確な避難の実現

(1) 取組方針

利根川、荒川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに域内全体が浸水する市町が存在する。

堤防決壊箇所付近等では氾濫流到達までの時間が短い、その一方で、氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

(2) 市や消防機関の役割

浸水が想定される地域の脆弱性と避難分析	避難指示等の発令基準の改善
大規模水害リスクに関する情報の普及啓発	確実な避難の実施
避難に係る情報発信	入院患者等の広域受け入れ体制の確保
広域的な避難指針等の策定	

(3) 具体的な取組内容

① 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

国や県及び市は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。

また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

② 大規模水害リスクに関する情報の普及

県及び市は、住民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

③ 適時・的確な避難に結びつく情報発信

住民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、県及び市は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

④ 適時・的確な避難指示の実施

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難指示の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

⑤ 域外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

県は、緊急避難場所や避難所の相互利用が図られるよう、市町村を支援する。

⑥ 避難支援

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達にあたっては、消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

⑦ 広域避難に向けた検討

県及び市は、市域を超える広域避難及び広域一時滞在を円滑に実施するため、市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、市町村間の避難者受け入れ協定の締結や、受け入れ対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。

⑧ 孤立者の救助体制の整備

県及び市、防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

⑨ 入院患者等の広域受け入れ体制の確保

県は、浸水が想定される地域にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受け入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

県及び市は、医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

2 応急対応力の強化と重要機能の確保

(1) 取組方針

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な警察、消防、水防、県、市町村その他の機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

(2) 市や消防機関の役割

応急対応力の強化	管理する施設の耐水性の強化
排水施設の耐水性の強化	

(3) 具体的な取組内容

① 堤防決壊後の氾濫情報収集・分析・共有

県及び市は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講じる。

統括班
消防班
関係各班

② 防災活動拠点の浸水危険性の把握

防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しく影響が生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

③ 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

3 地域の大規模水害対応力の強化**（1）取組方針**

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

（2）市や消防機関の役割

自主防災組織の育成強化	事業継続に有効な重要設備の配置見直し
水防団の育成強化	

（3）具体的な取組内容**① 避難行動力の向上**

県及び市や防災関係機関は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。

また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

② 水防活動の的確な実施

県及び市は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

③ 事業継続に有効な建築構造・設備配置

県及び市は、事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

統括班
消防班
関係各班

4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

(1) 取組方針

国、県及び市は、大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい地域を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

(2) 市や消防機関の役割

総合治水対策の推進	土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地利用の促進
排水対策の強化	土地利用誘導による被害軽減

(3) 具体的な取組内容

① 治水対策の着実な実施

国や県及び市は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの軽減に努める。

② 排水対策の強化

国や県及び市は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

③ 土地利用誘導による被害軽減

県及び市は、住民が住宅等を建築する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の想定浸水深や家屋倒壊等氾濫想定区域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。

また、床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けるなどの建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。

さらに浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

5 防疫及び水害廃棄物処理対策

(1) 取組方針

国や県及び市は、大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(2) 市の役割

防疫作業の実施	生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備及び実施
水害廃棄物の処理体制の整備及び実施	

(3) 具体的な取組内容

① 水害廃棄物の仮置場の候補地の選定

共通編 第3章 第3節 第4の3 (2) を準用する。

② 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

共通編 第3章 第3節 第4の3 (1) を準用する。

③ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

共通編 第3章 第3節 第3の3及び第4の2 を準用する。

④ 広域連携による廃棄物処理

共通編 第3章 第3節 第4の3 (1) を準用する。

⑤ 衛生環境の確保

県及び市は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

⑥ 広域連携による衛生環境の確保

県及び市は、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。